

慶弔見舞金規程

SAKURA United Solution

(目的)

第1条 この規程は、従業員における慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞金について規定するものである。

(受給手続き・届け出)

第2条 従業員がこの規程により慶弔見舞金を受けようとする場合には、「慶弔見舞金申請書」(様式第33号)によって、会社に届け出なければならない。

2 従業員は、前項の届け出に際し、事実を確認できる書類を添付しなければならない。ただし、会社が認めた場合には、添付する書類の全部又は一部を省略することがある。

(支給事由の範囲)

第3条 慶弔金及び見舞金の支給対象となる事由については、次の各号のとおりとする。ただし、一事由に対し、一親族を対象とする。

- (1) 本人の結婚
- (2) 本人又は配偶者の出産
- (3) 本人及び家族の死亡
- (4) 災害見舞金
- (5) その他必要と認められる場合。

(結婚祝金)

第4条 従業員が結婚した場合には、次の各号に定める勤続年数の区分に応じて、当該各号に定める額の結婚祝金を支給する。

- (1) 勤続1年未満の者… 10,000円
- (2) 勤続1年以上3年未満の者… 30,000円
- (3) 勤続3年以上の者… 50,000円

2 結婚祝金は、再婚までを対象とし、その後の結婚は対象としない。

(出産祝金)

第5条 従業員又はその配偶者が出産した場合には、出産祝金として10,000円を支給する。

(弔慰金及び供花)

第6条 従業員が死亡した場合には、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める額の弔慰金を支給する。

- (1) 従業員が業務上の事故等により死亡した場合… 100,000円

(2) 従業員が業務に起因しない事由により死亡した場合… 50,000円

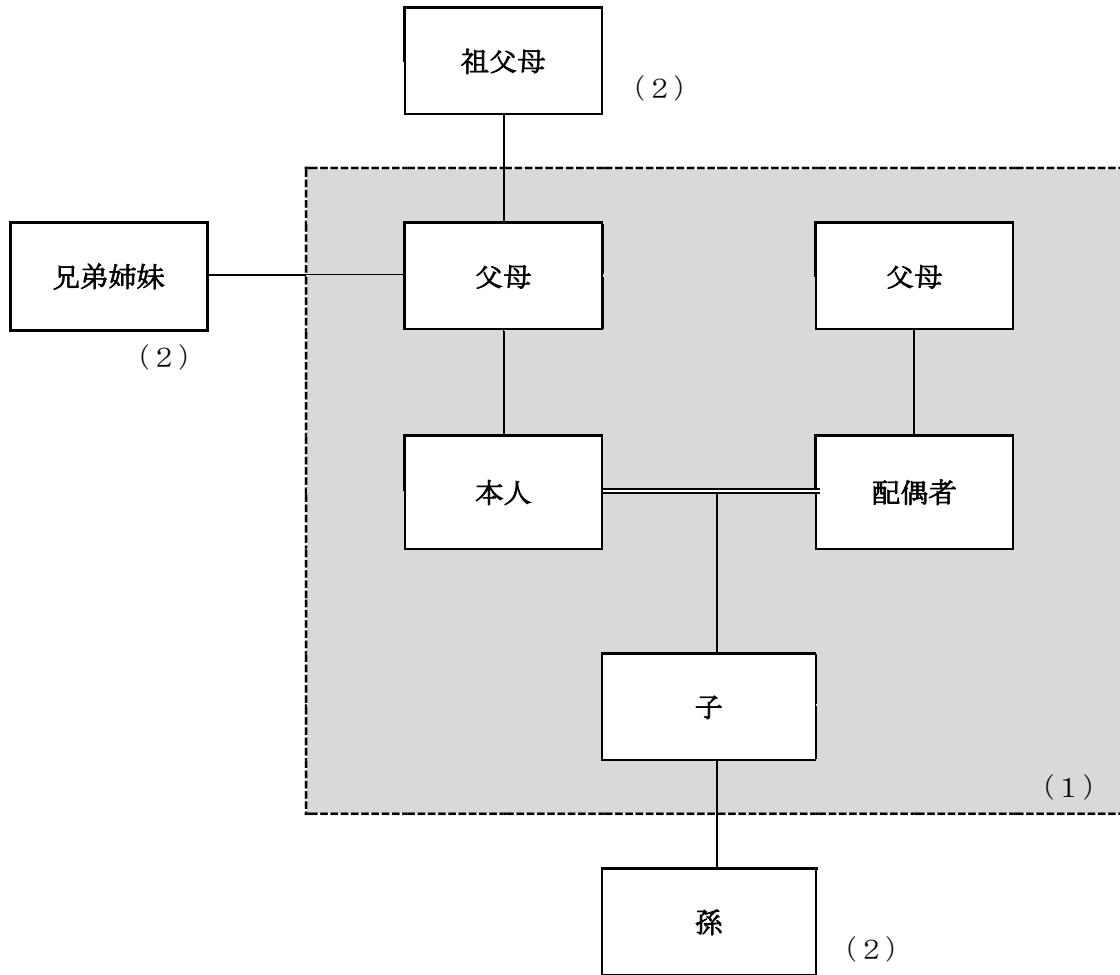
2 前項により弔慰金を支給する場合には、所属する雇用法人名をもって弔電及び供花を手配する。尚、供花は原則として、20,000円程度とする。

(家族弔慰金)

第7条 従業員の家族（次の各号に掲げるものに限る。）が死亡した場合には、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定める額の家族弔慰金を支給する。

(1) 一親等死亡の場合… 50,000円

(2) 二親等（血族のみ）死亡の場合… 30,000円



2 (1)に該当する場合には、従業員の所属する雇用法人名をもって供花を手配する。尚、供花は原則として、20,000円程度とする。

(災害見舞金)

第8条 従業員が居住する住宅が非常災害（盗難を除く。）により住居や家財に損害を受けた場合には、次号の各号に定める損害の程度の区分に応じて当該各号に定める額

の災害見舞金を支給する。

- (1) 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失した場合… 50,000円
- (2) 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失した場合… 30,000円
- (3) 住居又は家財の損害が前号に準ずるものと認めるとき… 20,000円

- 2 災害見舞金を請求する従業員は、原則として「慶弔見舞金申請書」（様式第33号）に、市区町村長、消防署長又は警察署長の証明を受け、被害状況が確認できる書類（「り災証明書」又は「非常災害に関する証明書」の写し等）を添えて提出しなければならない。
- 3 第1項の「住居」とは、従業員の所有権の有無にかかわらず、現に従業員が生活の本拠として会社に届け出ている住所の建造物をいう。
- 4 第1項の「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の家財（従業員又は必要者の所有に係るものに限るものとし、不動産、現金、預貯金、有価証券等を除く。）をいう。

（規程の改廃）

第9条 この規程は、関係諸法規の改定及び会社状況及び業績等の変化により必要がある場合には、従業員の代表と協議の上改正又は廃止することがある。